

※平成30年10月介護報酬改定による加算を追加・変更しました。

釧路市 通所型サービス(通所介護相当) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	釧路市	
種類	項目				単位数	算定単位	
A6	1111	通所型サービス(通所介護相当)1	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1121	通所型サービス(通所介護相当)2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	
A6	1113	通所型サービス(通所介護相当)1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき
A6	1123	通所型サービス(通所介護相当)2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	
A6	6109	通所型サービス(通所介護相当)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合		376単位減算	-376	
A6	6106	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算2			752単位減算	-752	
A6	5010	通所型サービス(通所介護相当)生活上グループ活動加算	生活上機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス(通所介護相当)運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス(通所介護相当)栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型サービス(通所介護相当)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型(通所介護相当)複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型(通所介護相当)複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型(通所介護相当)複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型(通所介護相当)複数サービス実施加算Ⅱ		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型サービス(通所介護相当)事業所評価加算		事業所評価加算		120単位加算	
A6	6107	通所型サービス(通所介護相当)提供体制強化加算Ⅰ11	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	72単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス(通所介護相当)提供体制強化加算Ⅰ12		事業対象者・要支援1	144単位加算	144	
A6	6101	通所型サービス(通所介護相当)提供体制強化加算Ⅰ21		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	48単位加算	48	
A6	6102	通所型サービス(通所介護相当)提供体制強化加算Ⅰ22		事業対象者・要支援1	96単位加算	96	
A6	6103	通所型サービス(通所介護相当)提供体制強化加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス(通所介護相当)提供体制強化加算Ⅱ2	事業対象者・要支援2		48単位加算	48	
A6	4002	通所型サービス(通所介護相当)生活上機能向上連携加算1	生活上機能向上連携加算		200単位加算	200	
A6	4003	通所型サービス(通所介護相当)生活上機能向上連携加算2	運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100	
A6	6201	通所型サービス(通所介護相当)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
(定員超過の場合)							
A6	8001	通所型サービス(通所介護相当)1・定超	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,153	1月につき
A6	8011	通所型サービス(通所介護相当)2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位	2,364	
A6	8003	通所型サービス(通所介護相当)1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	265	1回につき
A6	8013	通所型サービス(通所介護相当)2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	272	
(看護・介護職員が欠員の場合)							
A6	9001	通所型サービス(通所介護相当)1・人欠	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,153	1月につき
A6	9011	通所型サービス(通所介護相当)2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位	2,364	
A6	9003	通所型サービス(通所介護相当)1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	265	1回につき
A6	9013	通所型サービス(通所介護相当)2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	272	

※平成30年10月介護報酬改定による加算を追加・変更しました。

(送迎あり)釧路市 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)サービスコード表

平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A6 1211			通所型サービスA(緩和した基準による)1	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,482単位	1,482	1月につき	
A6 1221		通所型サービスA(緩和した基準による)2	事業対象者・要支援2		3,039単位	3,039			
A6 1213			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数	通所型サービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	340単位	340	1回につき	
A6 1223			通所型サービスA(緩和した基準による)2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	350単位	350		
A6 6129			通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6 6125			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6 6126			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6 5020			通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6 5013			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150		
A6 5014			通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6 5018			通所型サービスA(緩和した基準による)複数サービス実施加算Ⅰ3	栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480		
A6 5015			通所型サービスA(緩和した基準による)事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120		
A6 6127			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ11	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6 6128			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ12		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援2	144単位加算		144
A6 6121			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ21		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算		48
A6 6122			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ22		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援2	96単位加算		96
A6 6123			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算		24
A6 6124			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6 6211			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5		1回につき
A6 6100			通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算(A6において共通のサービスコード)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6 6110			通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6 6111			通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6 6113			通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算			
A6 6115			通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算			
(看護・介護職員が欠員の場合)									
A6 9004			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,482単位	1,037	1月につき	
A6 9014			通所型サービスA(緩和した基準による)2・人欠		事業対象者・要支援2	3,039単位	2,127		
A6 9006			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	340単位	238		
A6 9016			通所型サービスA(緩和した基準による)2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	350単位	245		

※平成30年10月介護報酬改定による加算を追加・変更しました。

(送迎なし)釧路市 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A6 1311			通所型サービスA(緩和した基準による)1	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,106単位	1,106	1月につき	
A6 1321		通所型サービスA(緩和した基準による)2	事業対象者・要支援2		2,287単位	2,287			
A6 1313			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数	通所型サービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	246単位	246	1回につき	
A6 1323		通所型サービスA(緩和した基準による)2回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		256単位	256			
A6 6139			通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6 6135			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6 6136			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6 5030			通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6 5023			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150		
A6 5024			通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6 5028			通所型サービスA(緩和した基準による)複数サービス実施加算Ⅰ3	栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480		
A6 5025			通所型サービスA(緩和した基準による)事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120		
A6 6137			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ11	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6 6138			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ12		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援2	144単位加算		144
A6 6131			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ21		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算		48
A6 6132			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ22		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援2	96単位加算		96
A6 6133			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算		24
A6 6134			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6 6221			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5		1回につき
A6 6100			通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算(A6において共通のサービスコード)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A6 6110		通所型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算				
A6 6111		通所型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算				
A6 6113		通所型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の90%加算				
A6 6115		通所型サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の80%加算				
A6 9007			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,106単位	774	1月につき	
A6 9017		通所型サービスA(緩和した基準による)2・人欠	事業対象者・要支援2		2,287単位	1,601			
A6 9009		通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		246単位	172			
A6 9019		通所型サービスA(緩和した基準による)2回数・人欠	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		256単位	179			

(看護・介護職員が欠員の場合)

A6 9007			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠	通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,106単位	774	1月につき
A6 9017		通所型サービスA(緩和した基準による)2・人欠	事業対象者・要支援2		2,287単位	1,601		
A6 9009		通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		246単位	172		
A6 9019		通所型サービスA(緩和した基準による)2回数・人欠	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		256単位	179		

※平成30年10月介護報酬改定による加算を追加・変更しました。

(送迎あり)釧路市 要支援2 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)週1回程度の利用サービスコード表 平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A6 1421			通所型サービスA(緩和した基準による)1		要支援2	1,482単位	1月につき	
A6 1423			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数		要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	340単位	1回につき	
A6 6149			通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6 6146			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2		要支援2	752単位減算	-752	
A6 5040			通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 5033			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6 5034			通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6 5038			通所型サービスA(緩和した基準による)複数サービス実施加算Ⅰ3	栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480	
A6 5035			通所型サービスA(緩和した基準による)事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6 6148			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ12	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援2	144単位加算	144
A6 6142			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ22		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援2	96単位加算	96
A6 6144			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2	48単位加算	48
A6 6231			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6 6100			通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 (A6において共通のサービス コード)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6 6110			通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111			通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6 6113			通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6 6115			通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
(看護・介護職員が欠員の場合)								
A6 9031			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠		要支援2	1,482単位	看護・介護職員が欠員 の場合 ×70%	1,037
A6 9033			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	340単位		238

※平成30年10月介護報酬改定による加算を追加・変更しました。

(送迎なし) 釧路市 要支援2 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)週1回程度の利用サービスコード表 平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A6 1521			通所型サービスA(緩和した基準による)1	要支援2	1,106単位	1,106	1月につき
A6 1523			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	246単位	246	1回につき
A6 6159			通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240	1月につき
A6 6156			通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2	要支援2	752単位減算	-752	
A6 5050			通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	
A6 5043			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算	150単位加算	150	
A6 5044			通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150単位加算	150	
A6 5048			通所型サービスA(緩和した基準による)複数サービス実施加算Ⅰ3	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6 5045			通所型サービスA(緩和した基準による)事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120	
A6 6158			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ12	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援2	144単位加算	144	
A6 6152			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ22	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 要支援2	96単位加算	96	
A6 6154			通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2	48単位加算	48	
A6 6241			通所型サービスA(緩和した基準による)栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5単位加算	5	1回につき
A6 6100			通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 (A6において共通のサービス コード)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	1月につき
A6 6110		通所型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111		通所型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算		
A6 6113		通所型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の90%加算		
A6 6115		通所型サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の80%加算		
A6 9034			通所型サービスA(緩和した基準による)1・人欠	要支援2	1,106単位	774	1月につき
A6 9036			通所型サービスA(緩和した基準による)1回数・人欠	要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	246単位	172	1回につき

(看護・介護職員が欠員の場合)

看護・介護職員が欠員  
の場合 ×70%